

不安をあおる告知（第4条第3項第3号）

条文の概要

消費者は、

○事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、願望の実現に

- イ 社会生活上の重要な事項（進学、就職、結婚、生計等）
- ロ 身体の特徴又は状況に関する重要な事項（容姿、体型等）

過大な不安を抱いていること

を知らながら、

○その不安をあおり、消費者契約の目的となるものが願望の実現に必要な旨を告げることにより

○困惑し、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

ポイント①

- 社会生活上の経験が乏しいとは、社会生活上の経験の積み重ねが消費者契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な程度に至っていないこと
- 社会生活上の経験が乏しいか否かは、**年齢によって定まるものではなく、中高年であっても該当し得る**
- 社会生活上の経験が乏しいことから、過大な不安を抱いていること等の要件の解釈については、勧誘の態様等の事情を総合的に考慮し、例えば、**勧誘の態様が悪質なものである場合には、取消権が認められやすくなる**

ポイント②

- 一般的・平均的な消費者が抱く不安（誰もが抱くような漠然とした不安）よりも大きい不安
- **通常より大きい心配**をしている心理状態は該当し得る
例：就活中の学生の、自分はほかの学生と比べて劣っており、このままでは就職できないという不安
- 事業者がこうした状況を知りながら勧誘

ポイント③

- **将来の不利益を直接的に告げる**だけでなく、①契約の目的となるものが**必要である旨を繰り返したり**、②**強い口調で告げる**場合も含む
- 合理的な根拠がある場合その他正当な理由がある場合は除く
例：将来の疾病リスク、経済変動リスク等を、客観的なデータに基づいて説明しつつ勧誘する場合

好意の感情の不当な利用(第4条第3項第4号)

条文の概要

消費者は、

○事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、

- ①勧誘者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、
- ②勧誘者も消費者に同様の感情を抱いていると誤信していること

を知りながら、

○これに乗じ、消費者契約を締結しなければ勧誘者との関係が破綻することになる旨を告げることにより

○困惑し、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

ポイント①

- 社会生活上の経験が乏しいとは、社会生活上の経験の積み重ねが消費者契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な程度に至っていないこと
- 社会生活上の経験が乏しいか否かは、**年齢によって定まるものではなく、中高年であっても該当し得る**

ポイント②

友情や先輩への感情も、恋愛感情と同程度に親密な感情であれば、「好意の感情」に該当し得る

例：日頃から同じ寮で生活し、かつ所属するサークルも同じである勧誘者に対して抱く感情が、単なる良い印象や好感を超えた親密な感情であれば、該当し得る

ポイント③

- 消費者が、勧誘者に対して好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信

例：消費者が勧誘者に対し好意の感情を伝えるメール等のやり取りがあったり、消費者と勧誘者が2人で出掛けたり食事したりする場合等は、該当し得る

- 事業者がこうした**片面的な人間関係**を知りながら勧誘

ポイント④

- **必ずしも口頭によることを必要とせず、消費者が実際に認識できるもの**であれば含まれ得る

判断力の低下の不当な利用(第4条第3項第5号)

条文の概要

消費者は、

○事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、

消費者が、加齢又は心身の故障により判断力が著しく低下していることから、

生計、健康その他の事項に関し現在の生活の維持に過大な不安を抱いていること

を知らながら、

○その不安をあおり、消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げることにより

○困惑し、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

ポイント①

- 加齢や、認知症・うつ病等の心身の故障による判断力の著しい低下
- 「著しく」は事業者の不当性を基礎付ける要件であり、**過度に厳格に解釈されるべきものではない**
- 事業者が勧誘をする際の事情に基づいて判断

ポイント②

- 「その他の事項」は、例えば人間関係が当たる
- 「現在の生活の維持」とは、消費者の現在の生活環境を保ち続けること

ポイント③

- 一般的・平均的な消費者が抱く不安(誰もが抱くような漠然とした不安)よりも大きい不安
- **通常より大きい心配**をしている心理状態は該当し得る
例: 認知症や加齢によって判断力が低下した消費者が、収入や健康の維持について抱く不安
- 事業者がこうした状況を知りながら勧誘

ポイント④

- **将来の不利益を直接的に告げる**だけでなく、①契約の目的となるものが**必要である旨を繰り返したり**、②**強い口調で告げる**場合も含む
- 合理的な根拠がある場合その他正当な理由がある場合は除く
例: 将来の疾病リスク、経済変動リスク等を、客観的なデータに基づいて説明しつつ勧誘する場合

靈感等による知見を用いた告知(第4条第3項第6号)

条文の概要

消費者は、

○事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、

○靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、

○そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示して不安をあおり、

○消費者契約を締結することにより確実に重大な不利益を回避できる旨を告げることにより

○困惑し、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

ポイント①

○ 灵感とは、**除霊、災いの除去や運勢の改善等**、超自然的な現象を実現する能力をいう

例:「私には霊が見える。…」と告げる場合

○ 特別な能力には超能力等も含まれる

例:「私には未来が見える。…」と告げる場合

ポイント②

○ 重大な不利益は、当該消費者の死亡や病気のみならず、**家族の死亡や病気も含む**

例:子どもの病気について相談した消費者に対し、「このままでは病気の子どもの病状はひどくなるであろう」と告げる場合

○ 「**不幸になる**」等漠然とした内容でも個別具体的な事情により含まれ得る

例:恋愛関係に悩む消費者に対し、「このままでは一生幸せになれない。この石を買えば恋人ができる」と告げる場合

ポイント③

必ずしも口頭によることを必要とせず、消費者が実際に認識できるものであれば含まれ得る

契約締結前に債務の内容を実施等(第4条第3項第7号)

条文の概要

消費者は、

○事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、

①消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、

当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し(義務内容の事前の実施)

②その実施前の原状の回復を著しく困難にすることにより

○困惑し、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

ポイント①

通常、消費者契約を締結したならば事業者が実施する行為をいう

- 例:① 通常、さお竹の切断は契約を締結したならば実施する行為であり、契約締結前にさお竹を切断する行為は本号に該当
- ② 通常、車のエンジンオイルの交換は契約を締結したならば実施する行為であり、契約締結前に車のエンジンオイルを交換する行為は本号に該当

ポイント②

物理的に、又は消費者にとって事実上不可能なこと

- 例:① 切断されたさお竹を現状回復することは物理的に不可能
- ② 車の新しいオイルを抜き取り古いオイルを入れ直すことは物理的には可能だが、消費者にとって事実上不可能

ポイント③

【取消し後の法律関係】

消費者に利益の存する限度の清算

- ① 消費者は、受領した契約の目的物を返還
(役務、権利の場合は金銭で客観的価値(※1、※2))



消費者

- ② 事業者は、消費者から受領した代金の全額の返還



事業者

(※1)義務内容の実施前に原状回復することが困難となった場合においても、利益の存する限度を返還すれば、事業者から代金の返還を受けることができる
(例:さお竹を事業者が切断した場合、切断されたさお竹を返還する等)

(※2)ただし、不当な勧誘であり、契約の目的物が消費者にとって本来不要なものとして評価される場合には、利益が存在しない場合もあり得る

契約締結前に債務の内容を実施等(第4条第3項第8号)

条文の概要

消費者は、

○事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、

①第7号に掲げるもののほか、消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、調査、情報の提供、物品の調達その他の消費者契約の締結を目指した事業活動を実施

②当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び事業活動の実施より生じた損失の補償を請求する旨を告げることにより

○困惑し、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

ポイント①

- 事業者が消費者との契約締結を目的として行う事業活動
- 例示されている調査、情報の提供、物品の調達のほか、**事業者による遠隔地からの消費者の住居への来訪等**も含まれる

例: **ファミリーレストランで契約の勧誘をした**事業者が、契約を締結しない消費者に「契約をしないなら、かかったファミレス代を支払え」と告げる場合

例: 家の鍵を紛失したため、鍵の交換を行う業者に見積もりを依頼した。**家まで来た**事業者から、鍵穴を見て非常に高い金額を提示された。契約を断ったところ、事業者が、「出張費を払え」と告げる場合

ポイント②

- **必ずしも口頭によることを必要とせず、消費者が実際に認識できるもの**であれば含まれ得る

例: 人件費や旅費に言及して請求する等明示的に告げる場合のほか、**領収書等の損失項目の資料を示しながら「どうしてくれるんだ」**等と告げる場合

※消費者からの特別の求めに応じた場合等、請求に正当な理由がある場合は取消しの対象とならない。

事業者が自分の責任を自ら決める条項(第8条・8条の2)

条文の概要

次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- ①事業者の債務不履行、不法行為、**瑕疵担保責任**による損害賠償責任の**有無を決定する権限**
限度を決定する権限※

※事業者が故意又は重大な過失がある場合

を事業者が付与する条項

- ②債務不履行、瑕疵担保責任による消費者の**解除権の有無を決定する権限**を事業者が付与する条項

ポイント①

責任の有無を決定する権限を付与する条項の例

例:「当社は一切損害賠償の責を負いません。ただし、**当社の調査により会社に過失があると認めた場合には**、会社は一定の補償をするものとします」→無効な条項

ポイント②

責任の限度を決定する権限を付与する条項の例

例:「当社が損害賠償責任を負う場合、その額の**上限は10万円**とします。ただし、**当社に故意又は重過失があると認めたときは、全額**を賠償します」→無効な条項

※ 現行法においては、故意又は重過失がある場合、損害賠償責任の一部を免除する条項は無効

ポイント③

瑕疵担保責任の有無を決定する権限を付与する条項の例

例:「弊社は、**商品に隠れた瑕疵があると弊社が認める場合に限り**、損害を賠償いたします」→無効な条項

※ 現行法においては、商品に隠れた瑕疵がある場合、それによる損害賠償責任の全部を免除する条項は無効

ポイント④

解除権の有無を決定する権限を付与する条項の例

例:「お客様は、注文番号が発行された後は、**弊社に過失があると弊社が認める場合を除き**、注文のキャンセルはできません」→無効な条項

消費者の後見等を理由とする解除条項(第8条の3)

条文の概要

- 消費者が
後見開始、
保佐開始
又は補助開始の審判を
- 受けたことのみを理由とする解除権
を、事業者が付与する契約(※)の条
項は無効とする

※ 消費者が事業者に対し物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものを提供する消費者契約は除く

例: 自社サービスの利用者(消費者)を対象として事業者が行うモニター契約(消費者が調査に回答、事業者から謝礼を受ける契約)

ポイント①

- 成年後見制度(後見、保佐、補助)とは、精神上の障害により判断能力が不十分な者について、成年後見人等の機関が判断能力を補い、権利を擁護する制度
- 成年後見制度(後見、保佐、補助)の理念は、成年被後見人等がそれ以外の人と等しく生活することができる社会を作ること等

ポイント②

「受けたことのみを理由とする」とは、個別に状況の確認を行い、解除することを可能とする条項まで一律に無効とするものではない

ポイント③

無効な条項の例

例: 賃貸借契約

乙(賃借人・消費者)が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、甲(賃貸人・事業者)は、直ちに本契約を解除できる。

第〇号 **後見開始の審判を受けたとき**